## あおもり家畜衛生情報 No.3 平成27年7月

- ★東青地域県民局地域農林水産部 青森家畜保健衛生所
- ★東青地区家畜衛生推進協議会



夏季休暇期間中における口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について

口蹄疫は韓国や中国等で、高病原性鳥インフルエンザは、台湾、韓国等で依然として継続発生しています。

これから夏期休暇の時期を迎えるにあたり、諸外国との人や物の動きがいっそう激しくなり、病原体の侵入するリスクが高くなります。

家畜を飼養している方々は、以下の事項に留意するとともに飼養 衛生管理基準を厳守されますようお願いします。

## 海外渡航に当たっての留意事項

- 1 家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設に立ち入らないこと。
- 2 動物との不用意な接触は避けること。
- 3 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- 4 帰国の際には、到着した空港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、 家畜防疫官の指導を受けること。

## 帰国後の留意事項 -

- 1 飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らないこと。
- 2 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと とし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他 必要な措置を講ずること。

家畜に異状が見られたら、

直ちに青森家畜保健衛生所にご連絡ください

電話:017-764-1744 夜間・休日:090-2274-0474

## 飼養衛生管理基準要点

- 1 衛生管理区域への病原体持込みを防止するため、
  - ①手指、靴の消毒・交換 ②関係者以外立入禁止 ③食品残さは加熱後給与
- 2 野生動物の侵入を防ぐ。
- 3 病原体に汚染されていない清潔な飲用水を給与する。
- 4 畜舎、器具を清掃し、定期的に消毒する。
- 5 家畜の健康観察を行い、異常があった場合はただちに獣医師に連絡する。
- 6 衛生管理区域への立ち入りに関する記録を作成する(立入した人を記帳する)。
- 7 伝染病の発生予防に関する最新の情報を把握する。

鶏舎全体を防鳥ネットで覆った事例 (ファスナー開閉による入退出)







衛生管理区域に入る前の踏み込み消毒槽



# # # #